

令和6年度

税制改正のポイント

令和6年度税制改正大綱では、物価高と低賃金の問題に対応し、物価上昇を超える賃金上昇を最優先課題として掲げています。国民の可処分所得を増やし、同時に生産性・潜在成長率を引き上げる措置が講じられます。

個人所得課税

所得税・個人住民税の 定額減税

今般の税制改正で注目されるのは定額減税の導入です。国民の可処分所得を増やし、デフレ脱却のための一時的な措置で、令和6年のみ実施されます。

具体的には、令和6年分の所得税・個人住民税について、納税者本人および扶養親族（配偶者含む）を対象に、一人当たり計4万円（所得税3万円、個人住民税1万円）の減税が令和6年6月から実施されます。

この定額減税の対象者は、国内居住者の中で、令和6年分の

合計所得金額が1805万円以下（給与所得のみの場合は年収2千万円以下）の納税者本人です。また、これらの納税者と生計をとるにす配偶者や扶養親族で、合計所得金額が48万円以下の国内居住者も対象です。

個人住民税に関しては、基準となるのは令和5年分の合計所得金額です。これは住民税が、前年の所得を基準に課税されるためです。図表1の金額の合計額が定額減税額となります。

令和6年分の所得税と個人住民税から定額減税が実施されますが、その実施方法は所得の種

類によって異なります。

給与所得者であれば、所得税は令和6年6月以後の給与等（賞与含む）の源泉徴収税額から減税額が控除されます。6月に控除しきれなかった額がある場合には、7月以降の給与等の源泉徴収税額から順次控除されます。この措置により年末調整を待たずして、ボーナス月である6月に手取り額が増加し、結果として可処分所得の向上が期待されます（図表2）。

一方、個人住民税については、給与所得者は通常6月の給与から特別徴収されますが、定額減税の実施に伴い、令和6年の徴収方法に変更があります。

図表1 定額減税（特別控除）額

税目	定額減税額
所得税	本人：3万円
	配偶者または扶養親族：一人につき3万円
個人住民税	本人：1万円
	配偶者*または扶養親族：一人につき1万円

*前年の合計所得金額が1千万円以下の個人住民税の納税者本人の配偶者に限ります。

減税後の個人住民税の年額は、令和6年7月から翌年の5月までの11カ月で均等に分割して徴収されることとなります。このため、6月の給与支給時には個人住民税の特別徴収が行われず手取り額が増えるため、定額減税の効果がより顕著に実感されることとなります。

対象者を所得の種類別に分けた定額減税の具体的な実施方法